

消火器の規格・点検基準等の 改正概要について

平成23年9月



財団法人日本消防設備安全センター

改正までの経緯等

平成21年9月15日に大阪市の屋外駐車場において、老朽化消火器の破裂事故が発生し、その後、各地で同種の事故が発生した。

消防庁に設置されている「予防行政のあり方に関する検討会」において、老朽化消火器による危害防止の観点から調査検討を行い、平成22年7月16日、今後講ずべき安全対策に関する報告書（「**老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策**」）が取りまとめられた。

この報告書で、消火器の破裂事故は保守管理が不十分であったことにより、経年に伴って腐食が進んだものを操作、廃棄処理する際に主として発生していることから、消火器の製造から廃棄に至るまでの各段階において対策を進めることが必要とされました。

これを受け、消防庁より、平成22年12月22日に消火器の技術上の規格及び消火器の点検基準等が改正され、平成23年より消火器に注意事項等についての表示が義務付けるとともに、消火器の定期点検において耐圧性能点検が導入されることとなりました。

平成21年度中に発生した老朽化消火器の破裂事故

事故発生日	場所	人的被害	機種型式	製造年	経過年数	発生状況	破損箇所
平成21年 9月	大阪府 大阪市	負傷者 1名	粉末加圧式 20型	1989年	20年	子供が遊んでいたところ、屋外駐車場に置かれていた消火器が破裂	容器本体 底部
平成21年 9月	福岡県 行橋市	負傷者 1名	粉末加圧式	(老朽化により表示が毀損しているため不明)		納屋の軒下に置かれていた消火器を自ら廃棄しようとして操作したところ破裂	容器本体 底部
平成21年 9月	愛知県 一宮市	負傷者 1名	粉末加圧式 10型	1989年	20年	隣人所有の消火器を廃棄のため放射したところ、本体底部に穴が開いた。	容器本体 底部
平成21年 9月	千葉県 船橋市	負傷者 1名	粉末加圧式 10型	1981年	28年	自宅屋外で消火器を触っていたところ、破裂	容器本体 底部
平成22年 2月	滋賀県 栗東市	負傷者 1名	粉末加圧式 4型	1975年 以前 (推定)	30年以上	建物裏に野ざらしで放置されていたため、放出したところ本体底部が破裂	容器本体 底部

※「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」(平成22年7月、予防行政のあり方に関する検討会報告書より)

老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策について

製造段階

- メーカーにおいて、ユーザーが直接手にする消火器本体の表示を充実。特に危害防止上の重要事項は「規格」で表示を義務づけ(安全上の注意事項、メーカー連絡先、設計標準使用期間等)
- メーカー全体の取組みとして、より危害を生じにくい構造等の消火器を普及(「蓄圧式」への切替え等)

流通段階

- メーカー・販売事業者を中心として、消火器の購入者に対し、危害防止上の情報を提供するとともに、家庭向けには「住宅用消火器」の設置を促進(パンフレット配布等)
- メーカー・販売事業者において、「蓄圧式」等の円滑な普及を促進(コスト低減等)

使用段階

- 関係事業者・消防機関において、消火器の適切な保守管理を推進するとともに、老朽化消火器の取扱いについて継続的に注意喚起
- 消防庁が定める消火器の点検基準について、海外の例等を踏まえて内容を充実等(加圧式・蓄圧式での区分け、長期使用品に関する「水圧試験」の導入、消火器本体への点検履歴の表示等)

廃棄段階

- (社)日本消火器工業会を中心として、老朽化消火器の回収受け皿を十分確保するとともに、住宅や事業所への定着を推進(廃消火器リサイクルシステムの各地域での体制確保、ごみカレンダーへの掲載等)
- 同工業会を中心として、老朽化消火器の廃棄処理に伴う気概防止のための広報啓発を実施

※「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」(平成22年7月、予防行政のあり方に関する検討会報告書より)

平成23年より次の3つの点に変更

- ◆ 規格省令の改正
- ◆ 点検基準の改正
- ◆ 廃消火器リサイクルシステムの運用開始

平成22年12月22日、総務省消防庁より通知

- ◆ 「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の公布について」(消防予第556号・消防危第294号)
- ◆ 「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(消防予第557号)

改正された各省令等

改正規格省令

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第11号)

特例省令

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第111号)の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令の制定(平成22年総務省令第112号)

特例告示

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令(平成22年総務省令第111号)の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件の制定(平成22年総務省告示第440号)

改正点検告示

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成22年消防庁告示第24号)

改正規格省令

改正概要

消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示が新たに義務付けられた。

附則

平成23年12月31日までは、旧規格消火器の製造・販売・設置が可能。

○旧規格消火器は、平成24年1月1日に型式失効となる。

○平成24年1月1日以降は、旧規格の消火器を新規に製造・販売・設置はできない。

公布日 平成22年12月22日 施行日 平成23年1月1日

※型式失効とは、規格省令等の改正により、既に型式承認を受けた機器の形状等が規格に適合しなくなり、型式承認の効力を失うことをいう。失効した場合、消火器として認められない。

改正規格省令に係る事項(住宅用以外の消火器の追加表示事項)

住宅用以外の消火器(追加表示事項)

- 住宅用消火器でない旨
- 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
- 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
- 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 点検に関する事項
- 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- 消火器が適応する火災の絵表示(国際規格に準じたもの)等を図示

新規格の住宅用以外の消火器表示例



A 「蓄圧式」、「加圧式」の区別

蓄圧式 加圧式

B 住宅用消火器でないこと

業務用消火器

- C
- 使用時の安全な取扱いに関する事項
 - 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - 点検に関する事項
 - 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

順次、この絵表示のある消火器に交換しなければならない。

D 消火器が適合する火災の絵表示(国際基準に準じたもの)等を図示

E 消火器交換の目安の表示が義務付け

標準使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして統計上設定される標準的な期間または期限

設計標準使用期限

20××年まで

設計上の標準使用期限を過ぎて使用されずとも経年劣化によるけ等の事故に至るおそれがあります。

改正規格省令に係る事項(住宅用消火器の追加表示事項)

新規格の住宅用消火器表示例

使用上の注意(取扱説明)

消火器は圧力容器です。
【取扱説明書】をよく読んでご使用ください。

△注意

●筒、蓋、空栓、キャップの持ちかたは必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。

△警告

●筒は必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。

△注意

●筒は必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。●筒は必ず説明書に準じてください。

使用方法

- 1 安全栓を引き抜く
- 2 ノズルを火元に向けて
- 3 レバーを強くにぎる

注意事項

1. 天ぷら油火災の消火は、鍋から近いと油がとび散ることがありますので、3m程度離れて放射してください。途中で消えても、また火が付く場合がありますので全量放射し、ガス栓はすぐに締めてください。
2. 消火薬剤の再充てんはできません。
3. 指示圧力計の指針が緑色の範囲にあれば正常です。定期的に取り扱説明書に沿った点検を実施してください。

緑色範囲 7.0~9.8 (X10²MPa)

適応火災

普通火災適応	天ぷら油火災適応	ストーブ火災適応	電気火災適応
--------	----------	----------	--------

仕様

総質量	約 2.80 kg	放射時間(20°C)	約 15 S
薬剤質量	1.5 kg	放射距離(20°C)	3 ~ 6 m
使用圧力	7.0~9.8 (X10 ² MPa)	使用温度範囲	-30 ~ +40 °C
耐圧試験圧力値	2.0 MPa	型式番号	消第23~349号
製造年	2011	製造番号	

住宅用消火器

合格証	国家検定
-----	------

有効使用期限
2017年3月まで

見本

リサイクルシール
消火器Aグループ
有効期限
2021年末

①対象製品: 処理再資源化
1本ご利用になれます。
②本シールは「消火器リサイクルシール取扱い」の表示のある店舗でご利用できます。
③対象製品の処分以外にはご利用できません。
④返戻しはできません。
⑤著しく毀損した場合等には、本シールをご利用いただくことが出来なくなります。

発行者
株式会社リサイクル推進センター
〒111-0051
東京都台東区蔵前
三丁目15番7号
電話番号: 03-5829-6773
HP: <http://www.frcp.jp/>

2620562162662

追加表示事項

- ・ 住宅用消火器である旨
- ・ 使用時の安全な取扱いに関する事項
- ・ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ・ 点検に関する事項
- ・ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

交換式消火器(追加表示事項)

- ・ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

特例省令

改正概要

改正規格省令の施行(平成23年1月1日)の際、改正前の規格に基づき既に防火対象物に設置されている消火器等について、施行後11年間(平成33年12月31日まで)は特例として設置を認める。

○既存の消火器は、特例として平成33年12月31日まで設置が可能

公布日 平成22年12月22日 施行日 平成23年1月1日

特例告示

改正概要

改正規格省令の**施行日(平成23年1月1日)**以降に工事を開始した**防火対象物**について、**施行後1年間(平成23年12月31日まで)**は改正前の規格に適合する消火器を設置することができる。

公布日 平成22年12月22日 施行日 平成23年1月1日

特例省令・特例告示に係る事項(抜粋)

■ 特例省令

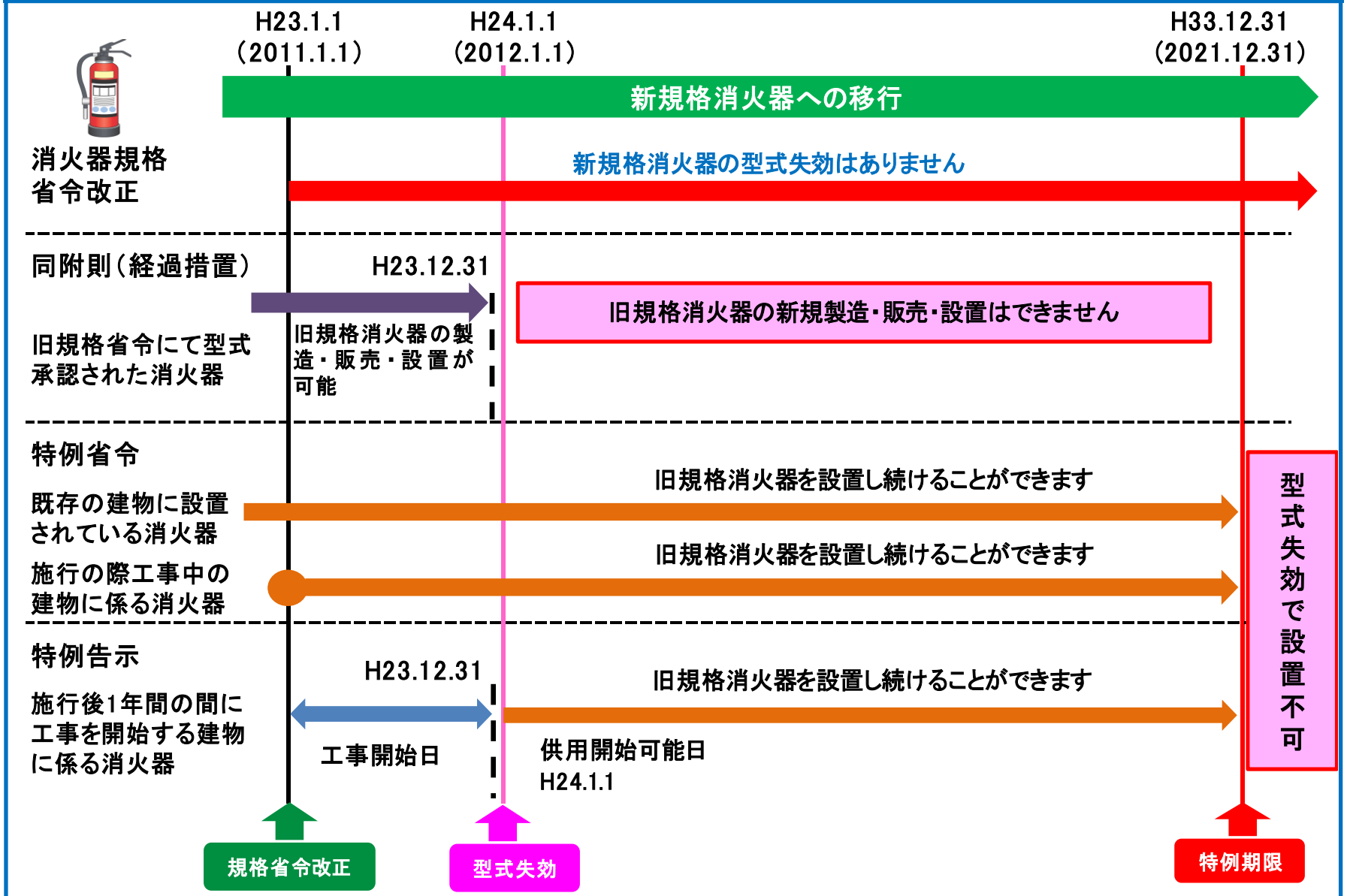
次に掲げる消火器のうち、規格省令の規定による技術上の規格(新規格)に適合しないものについて、平成23年1月1日から11年間に限り令第30条第1項及び危険物政令第22条第1項の特例を定めることとした。

- 改正規格省令の施行の際、現に存する防火対象物における消火器又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に係る消火器
- 改正規格省令の施行の際、現に存する製造所等における消火器又は現に消防法第11条第1項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事中の製造所等に係る消火器

■ 特例告示

- 令第30条第2項及び危険物政令第22条第2項の規定に基づき、新規格に適合する消火器を供用することができる日として総務大臣が定める日を平成24年1月1日としたこと。

旧規格消火器の設置猶予期間



平成24年1月1日:旧規格消火器の型式失効 旧規格消火器の新規設置不可

平成33年12月31日:旧規格消火器は設置不可(特例期限内に既存消火器を全数交換)

改正点検告示

改正概要

蓄圧式消火器の機器点検の開始時期を製造後**3年から5年**に改めるとともに、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検で本体容器に腐食等が認められたものに対する**耐圧性能点検**を義務付けた。

なお、**耐圧性能点検を実施した消火器はその後、3年に1回の耐圧性能点検が必要**となる。

附則

施行後3年間(平成26年3月31日まで)は、製造後10年を経過し、外形の点検で腐食等がなかった消火器は**抜取り方式**により実施できる。

公布日 平成22年12月22日 施行日 平成23年4月1日

改正点検告示に係る事項(抜粋)

内部及び機能に関する点検について

- 消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)のうち、製造年から3年(化学泡消火器にあつては設置後1年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から5年)を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。
- 消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器にあつては、抜取り方式により点検を行うことができる。

耐圧性能に関する点検について

- 消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く)のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

改正点検告示に係る事項

■ 機器点検（内部及び機能に関する点検）

蓄圧式消火器の機能点検開始時期が**3年から5年に変更**となった。

圧力方式	改正前	変更後
蓄圧式消火器	製造年から3年を経過したもの	製造年から5年（緩和）
加圧式消火器		製造年から3年（従来どおり）

■ 耐圧性能点検

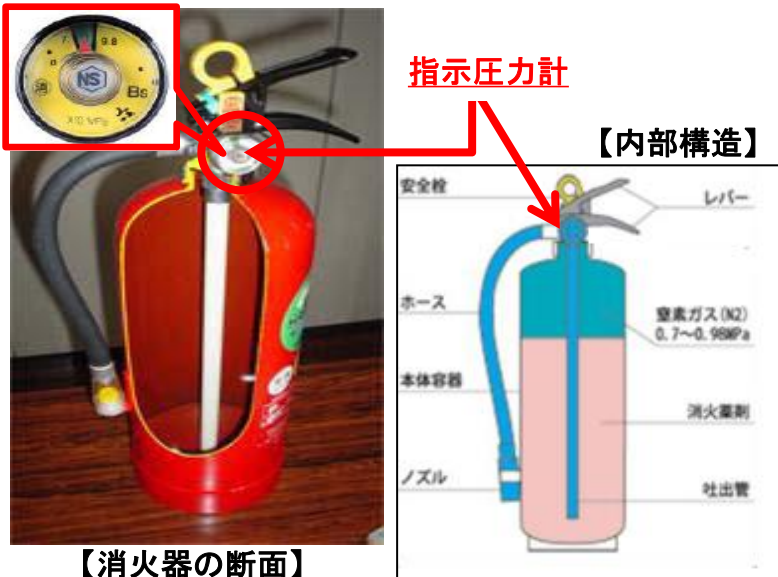
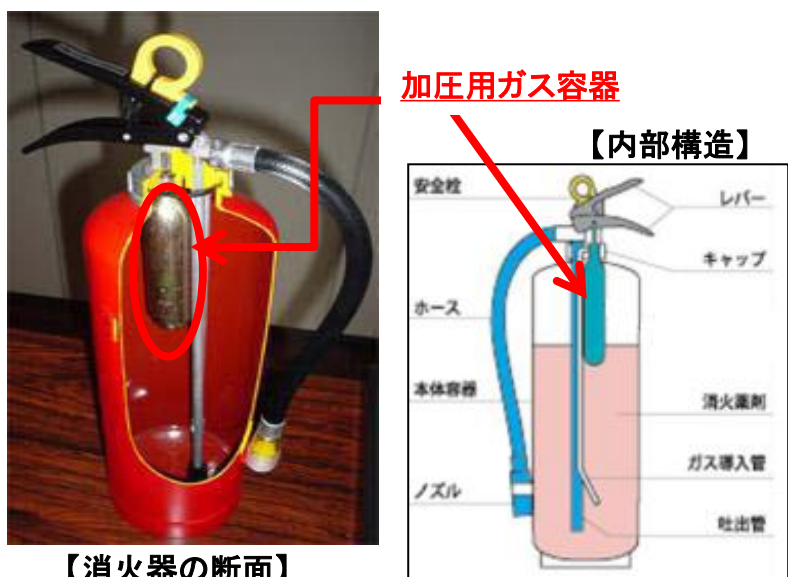

消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち、以下の対象について、**耐圧性能点検（水圧試験）**が義務付けられた。

対象

- ① 製造年から10年を経過したもの
- ② 外形点検において本体容器に腐食等が認められたもの

※製造年から10年を経過したものは、**経過措置により平成26年3月31日までの間は
抜取り方式**により実施することができる。

消火器の種別

	蓄圧式消火器	加圧式消火器
内部構造等	 <p>指示圧力計</p> <p>【内部構造】</p> <p>安全栓、レバー、ホース、窒素ガス(N₂) 0.7~0.98MPa、本体容器、消火薬剤、ノズル、吐出管</p> <p>【消火器の断面】</p>	 <p>加圧用ガス容器</p> <p>【内部構造】</p> <p>安全栓、レバー、キャップ、ホース、本体容器、消火薬剤、ガス導入管、ノズル、吐出管</p> <p>【消火器の断面】</p>
機能	容器内部にあらかじめガスを充圧しておき、レバー操作によりバルブを開き、消火薬剤を放出（平常時から内圧がかかっている。）	内部に加圧用ガス容器を内蔵し、レバーを操作することによりガス容器を破封し、その圧力により、消火薬剤を放出（平常時は圧力がかかっていない。）
容器腐食時の安全性	放射時に急激に圧力が加わる「加圧式」の消火器と異なり、消火器本体に常時圧力がかかっている「蓄圧式」の消火器の方が、 <u>本体容器が老朽化しても内圧が上昇することが無く圧力が容器外に漏れるため、破裂事故等の危険性が少なく安全です。</u>	
住宅用消火器	 <ul style="list-style-type: none"> 住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。「蓄圧式」の消火器で、消火剤を再充填できない構造でなければならない。 戸建住宅では、消防法上の設置・維持基準、点検基準のいずれも適用外となる。 	

消火器用点検済補助ラベルの貼付けについて

耐圧性能点検済証(補助ラベル)

耐圧性能点検を実施した消火器と他の消火器とを容易に区別できるようにするため、都道府県消防設備協会連絡協議会の要望に受け、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」(平成3年消安セ規程第11号)第3第3項の規定に基づき、安全センターでは、**耐圧性能点検済証(補助ラベル)**を新規作成いたしました。

この**耐圧性能点検済証**は、都道府県の消防設備協会に登録した表示登録会員が実施した耐圧性能で合格した消火器に貼付けすることができます。

耐圧性能点検済証の種類



【点検事業者用】



【点検事業者以外用】

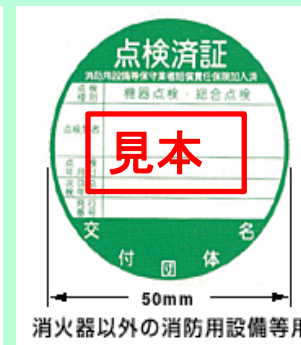
消防用設備等点検済表示制度とは

点検実施者の責任の明確化、点検の確実な履行の促進等を目的として、都道府県消防設備協会が全国統一的に推進している制度です。

各都道府県の消防設備協会が登録した表示登録事業所に点検済票(ラベル)が交付され、**法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済証(ラベル)を消防用設備等の定められた位置に貼付けます。**



【点検済証(ラベルの種類)】



消火器の内部及び機能に関する点検方法

< 採取方式による確認試料の作成要領 >

消火器の区分		確認項目	
器種	対象	放射能力を除く項目	放射能力
粉末	加圧式	<p>1 確認試料(確認ロット)の作り方 器種(消火器の種類別)、種別(大型、小型の別)、加圧方式(加圧式、蓄圧式の別)の同一のものを1ロットとすること。ただし、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は別ロットとする。</p> <p>2 試料の採取方式 ①製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。 ②製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は2.5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。</p> <p>注:2000年製造品は、2004年点検から3年を超えていると判断する。</p>	<p>採取数の50%以上</p>
	蓄圧式		

< 採取方式の判定 >

欠陥がなかった場合	当該ロットは良とする。
欠陥があった場合	<p>①消火薬剤の固化又は容器内面の塗膜のはくり等の欠陥がある場合は、欠陥試料と同一メーカー、同一質量、同一製造年のもの全数について欠陥項目の確認を行うこと。 ただし、内面塗膜のはくりが明らかに外部からの衝撃によるものと判断されるものは、この限りではない。</p> <p>②前①以外の欠陥がある場合は、欠陥があった試料について整備するよう指示すること。</p>

※「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付消防予第557号)より一部抜粋

消火器の内部及び機能に関する点検方法（猶予期間内の点検の場合）

耐圧性能点検の猶予期間内における点検について

■猶予期間

平成26年3月31日までの間

■対象・点検方法

製造年から10年を経過し、外形の点検において本体容器に腐食等が認められたもの以外のものにあつては、耐圧性能点検ではなく、抜取り方式により実施することができる。

<抜取り方式による確認試料の作成要領>

1 確認試料(確認ロット)の作り方

器種(消火器の種類別)、種別(大型、小型の別)、加圧方式(加圧式、蓄圧式の別)の同一のものを1ロットすること。

2 試料の抜取り方

3年で全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

<抜取り方式の判定>

欠陥がない場合	当該ロットは良とする。
欠陥があつた場合	欠陥のあつた試料は廃棄し、欠陥のあつた試料と同一のメーカー、同一質量、同一製造年のもの全数について耐圧性能の確認を行うこと。ただし、当該欠陥が明らかに外部からの衝撃によるものと判断されるものは、この限りではない。

※「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付消防予第557号)より一部抜粋

消火器の点検サイクル(蓄圧式と加圧式の比較)

● 蓄圧式消火器(CO2消火器、ハロゲン化物消火器を除く。)

製造からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
外観点検	半年毎に全数実施														
内部点検	不要 ※1					半年毎に10%実施(内50%以上放射) 5年で全数実施					半年毎に20%実施(内50%以上放射) 2.5年で全数実施				
耐圧性能点検 ※3						不要 ※2					全数	不要 ※2		全数	不要 ※

● 加圧式消火器(水・化学泡消火器を除く。)

製造からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
外観点検	半年毎に全数実施														
内部点検	不要 ※1					半年毎に10%実施(内50%以上放射) 5年で全数実施					半年毎に20%実施(内50%以上放射) 2.5年で全数実施				
耐圧性能点検 ※3						不要 ※2					全数	不要 ※2		全数	不要 ※

注 ※1の点検は、外観点検で安全栓・安全栓の封又は緊結部等に異常が認められたものは必要です。

※2の点検は、外観点検で本体容器に腐食等が認められたものは必要です。

※3の耐圧機能点検にあつては、**施行後3年間(平成26年3月31日まで)**は、製造年から10年間を経過したもの(外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。)にあつては、**抜取り方式**により実施することができる。

廃消火器リサイクルシステム

◆ 「消火器リサイクルシール」の貼付けと消火器回収の新システム運用開始について

社団法人日本消火器工業会において、消火器の安全な回収とリサイクルを推進するために、廃棄物処理法の特例である広域認定制度の認可を環境省より取得し、平成23年1月1日より消火器リサイクルシールの貼付けと消火器回収の新システム運用を開始している。

従来、老朽化消火器の廃棄処分は、処分する消火器の製造メーカーの取扱窓口に連絡し、回収を依頼する必要があったが、平成22年1月1日以降、どのメーカーが製造した消火器でも回収が可能となった。

廃棄する際は、リサイクルシールの貼付けが必要となり、**既存の消火器は、リサイクルシールを購入して貼付けすることが必要**となる。

平成23年1月1日以降に製造された消火器の廃棄は、製品出荷時にリサイクルシール付きで販売されている。

【リサイクルシール】



既存品用
(有効期限 2年)



新製品用
(有効期限 10年)

注:対象商品によってシールの種類は異なる。

廃消火器リサイクルシステムの回収窓口、リサイクルシールの購入方法等については、以下の窓口にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

社団法人日本消火器工業会
株式会社消火器リサイクル推進センター
TEL 03-5829-6773

消火器に関するQ&A ①

Q1 戸建住宅には消火器の設置義務がありますか？

A1 戸建住宅に消防法による設置義務はありません。ただし、店舗併用住宅等の場合、設置義務がある場合があります。万が一に備え、戸建住宅に自主的に設置する場合は、住宅用消火器をお勧めします。

Q2 蓄圧式と加圧式の消火器はどう違うのか？

A2 消火器を噴射する際に使用する加圧ガスの封入方法が違います。加圧式は、消火器本体には加圧せず、消火器内に設置された別容器(加圧用ガス容器)に加圧ガスが封入されています。一方、蓄圧式は、消火器容器自体に加圧ガスを封入しているため、常時容器内に圧力がかかっています。蓄圧式は、消火器本体のレバー付近に圧力計が必ず設置されているので見分ける際のポイントとしてください。

新規格の消火器は、ラベル表示内に「加圧式」、「蓄圧式」と区別できるよう表示が義務付けられています。

Q3 旧型消火器はいつまで使えるのですか？

A3 平成24年1月1日に旧型式の消火器は型式失効します。この日以降、旧型式の消火器を新規に設置することはできません。

なお、既設の消火器については、特例として平成33年12月31日まで設置が可能です。この期間内に既設品から全て新型の消火器へ交換してください。

消火器に関するQ&A ②

Q4 製造から10年を超えた消火器は使えないのですか？

A4 点検等で異常が見つからなければ使用できますが、各消火器メーカーでは設計上の耐用年数をそれぞれ定めていますので、その期限を超えている場合は新しい消火器に更新することをお勧めします。

法定点検の義務がある事業所の場合、製造年から10年を経過した消火器は耐圧性能点検を行い、以降3年ごとに耐圧点検を行う必要があります。

Q5 消火器の廃棄についてはどうすればよいですか？

A5 消火器の廃棄については、廃消火器のリサイクルシステムが始まっています。引き取り場所や廃棄方法等については、以下の窓口か、お近くの消防設備業者にお問い合わせください。

(株)消火器リサイクル推進センターは、消火器の廃棄に関する事項のみのお問い合わせ先となりますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

(株)消火器リサイクル推進センター

TEL 03-5829-6773

URL <http://www.ferpc.jp>

関 連

改正に伴う詳しい内容等については、下記の各関係機関をご参照ください。

■ 総務省消防庁

「老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2207/220716_1houdou/zenbun.pdf

「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の公布について」
(消防予第556号・消防危第294号)

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221222_yo556.pdf

「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(消防予第557号)

http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2212/pdf/221222_yo557.pdf

■ 社団法人日本消火器工業会

<http://www.jfema.or.jp/>

■ 株式会社消火器リサイクル推進センター

<http://ferpc.jp/>

■ 日本消防検定協会

<http://www.jfeii.or.jp/>

消火器の耐圧試験機器の問い合わせ先

平成23年8月現在

会社名	案内窓口	電話番号
日本ドライケミカル株式会社	営業本部(商品)	03-5767-3560
株式会社初田製作所	問い合わせ窓口	0120-82-2041
株式会社丸山製作所	防災営業部	03-5600-9821
三津浜工業株式会社	業務部	03-3732-3641
宮田工業株式会社	お客様相談室	0467-85-1210
株式会社モリタ防災テック	事業統括部	0120-936-479
株式会社モリタユージー	事業統括部	0120-936-479
ヤマトプロテック株式会社	お客様相談室	0570-080-100